

スクールバス運行規則細則

ホーチミン日本人学校

この細則は、ホーチミン日本人学校スクールバス運行規則を細部に渡って規定することにより、スクールバスの運行基準をより明確化するものである。

1 基本運行ルートの制定と見直しについて

- (1) 基本運行ルートの制定と見直しは、スクールバス利用者連絡会（以下「利用者連絡会」と呼ぶ）が提案し、日本人学校運営委員会（以下「運営委員会」と呼ぶ）が決定する。
ただし、制定にあたっては、仮ルートを作成し施行後、利用者連絡会で審議し、運営委員会で決定する。
- (2) 基本運行ルートは、出発地点から到着地点（日本人学校）までの所要時間を、原則1時間以内とする。（「1時間規定」と呼ぶ）それを超える場合は、利用者連絡会で審議・決定する。
- (3) 基本運行ルートの1ルートの利用者は、原則10名以上とする。
- (4) 基本運行ルートの利用者が10名を下回った場合は、見直しを行う。
- (5) 基本運行ルートの利用者が、バス定員を上回った場合は、見直しを行う。
- (6) 単一のルートに問題が生じた場合においても、全ルートの見直しを行って調整する場合がある。

2 基本運行ルート上の集合場所の制定について

- (1) スクールバス利用者は、ルート上の指定された集合場所から乗車するものとし、その集合場所は、以下の基準により利用者連絡会が決定する。
 - ①スクールバスが駐停車できる集合住宅。
 - ②ホテル及び大型店、公共施設。ただし、一方通行のため大回りをしなければならない場所、Uターンや切り返しが困難で危険が生じやすい場所、並びに一時停車が危険な場所は、集合場所としない。
- (2) 集合場所は、変更の必要が生じた場合、見直す。
- (3) 集合場所は、利用者の安全性、利便性を優先して決定するが、所要時間、経済性等の都合で統廃合する場合がある。
- (4) 集合場所は、利用者がなくなった場合、廃止される。集合場所が集合住宅になっている場合、そこに住んでいる児童生徒が帰国等でいなくなると廃止される場合もある。

3 基本運行ルートの運用上の変更について

- (1) 基本運行ルートに運用上の支障が発生した場合は、以下の条件で利用者連絡会が変更できる。
- ①道路交通規制の変更により、現行ルートの通行ができなくなった場合。
 - ②新たな利用者の発生、もしくは利用者の利用停止により、ルートの変更を必要とする場合。
 - ③現行ルートに安全上の問題が発生した場合。
- (2) 道路交通規制、安全上の理由等で、緊急を要する場合は、校長が対応を決定し、運営委員会に報告する。なお、決定事項については、スクールバス担当にも報告するものとする。

4 基本ルートの新設について

次のような状況が発生し、基本ルートの新設を行う場合は、利用者連絡会が提案し、運営委員会が決定する。

- ①10人以上の新規利用者が見込める新たなルートが発生した場合。
- ②現行基本ルートの利用者が、バスの定員を上回った場合。

5 適正なバスの台数について

バスの台数については、利用者連絡会が、以下の基準で台数を検討し提案する。その提案について、運営委員会が協議し決定する。

- ①バスの乗員数を、原則として、補助席を使用しない乗員定数とする。
- ②そのため、それぞれのルートにて、①中型車の利用 ②大型車の利用 ③台数の増加という手順で検討を行う。
- ③但し、学校運営上の重要な問題（例えば、生徒数の激変、経済的な問題等）が生じた場合は、別途協議を行う。